

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成23年10月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第30条の規定により行った保安林の指定予定の告示（平成23年6月21日付鳥取県告示第361号）の内容

（告示の内容）

（1）保安林予定森林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

安住 信藏	八頭郡八頭町日田字本谷1251の2
〃	八頭郡八頭町日田字本谷1252の1
〃	八頭郡八頭町日田字白飛山1269の2
〃	八頭郡八頭町日田字白飛山1269の3
〃	八頭郡八頭町日田字筏場1433
小林 たね	八頭郡八頭町日田字倉繁1246の2
〃	八頭郡八頭町日田字倉繁1247
〃	八頭郡八頭町日田字本谷1251の2
〃	八頭郡八頭町日田字本谷1252の1
〃	八頭郡八頭町日田字白飛山1269の2
〃	八頭郡八頭町日田字筏場1433
吉村 鐵藏	八頭郡八頭町日田字本谷1251の2
〃	八頭郡八頭町日田字本谷1252の1
〃	八頭郡八頭町日田字白飛山1269の2
〃	八頭郡八頭町日田字白飛山1269の3
〃	八頭郡八頭町日田字筏場1433

（2）指定の目的

水源のかん養

（3）指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）次の森林については、主伐は、択伐による。

字倉繁1246の2（次の図に示す部分に限る。）、1247、字本谷1251の1（次の図に示す部分に限る。）

（イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を鳥取県農林水産部

森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 八頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業総室